三　子の返還の代替執行（法第百三十五条第一項に規定する子の返還の代替執行をいう。次項第二号及び次条第二項において同じ。）を求めるときは、次に掲げる事項
イ　返還実施者（法第百三十七条に規定する返還実施者をいう。以下同じ。）となるべき者の氏名及び住所
ロ　返還実施者となるべき者が債権者と異なるときは、返還実施者となるべき者と子との関係その他のその者を返還実施者として指定することの相当性に関する事項
ハ　子の住所
2　前項の申立書には、確定した子の返還を命ずる終局決定の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　子の生年月日を証する書類の写し
二　子の返還の代替執行を求めるときは、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第百七十二条第一項の規定による決定の謄本及び当該決定の確定についての証明書並びに前項第三号ロに掲げる事項についての証拠書類の写し
（解放実施の申立書の記載事項及び添付書類・法第百四十条等）
第八十五条　法第百四十条第一項又は第二項に規定する子の監護を解くために必要な行為（以下「解放実施」という。）を求める旨の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　債権者及び債務者の氏名又は名称及び住所並びに代理人の氏名及び住所
二　債権者又はその代理人の郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）
三　返還実施者の氏名、生年月日、性別及び住所並びに日本国内における居所及び連絡先
四　子の氏名、生年月日、性別及び住所
五　債務者の住居その他債務者の占有する場所において解放実施を求めるときは、当該場所
六　前号に規定する場所以外の場所において解放実施を求めるときは、当該場所、当該場所を占有する者の氏名又は名称及び当該場所において解放実施を行うことを相当とする理由
七　解放実施を希望する期間
2　前項の申立書には、子の返還の代替執行の手続における民事執行法第百七十一条第一項の規定による決定（次条第一項において「子の返還の代替執行の決定」という。）の正本のほか、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　子の生年月日を証する書類の写し
二　債務者及び子の写真その他の執行官が解放実施を行うべき場所においてこれらの者を識別することができる資料
三　債務者及び子の生活状況に関する資料
（子の返還の代替執行に関する通知）
第八十六条　子の返還の代替執行の決定があったときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。
2　解放実施を求める申立てがあったときは、執行官は、速やかに、その旨を外務大臣に通知しなければならない。
（解放実施に関する債権者等の協力等）
第八十七条　執行官は、解放実施を求める申立てをした債権者及び返還実施者に対し、解放実施を行うべき期日の前後を問わず、債務者及び子の生活状況、解放実施を行うべき場所の状況、解放実施の実現の見込み、子を常居所地国に返還する時期及び方法等についての情報並びに返還実施者を識別することができる情報の提供その他の解放実施に係る手続の円滑な進行のために必要な協力を求めることができる。
2　執行官は、解放実施を行うべき場所における外務大臣の立会いの方法その他の解放実施に係る手続の円滑な進行のために必要な事項について、あらかじめ外務大臣と協議することができる。
3　子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所（抗告裁判所が子の返還を命ずる終局決定をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所。次項において同じ。）又は子の返還の強制執行をした裁判所は、解放実施に関し、執行官に対し、子の返還申立事件又は子の返還の強制執行に係る事件に関する情報の提供その他の必要な協力をすることができる。
4　子の返還を命ずる終局決定をした家庭裁判所は、前項の規定による協力をするに際し、必要があると認めるときは、法第七十九条第一項又は第二項の事実の調査をした家庭裁判所調査官及び法第八十一条第一項の診断をした裁判所技官に意見を述べさせることができる。
5　前二項の規定は、家庭裁判所における和解若しくは調停において子の返還の合意を調書に記載した場合の当該家庭裁判所（抗告裁判所における和解又は調停において子の返還の合意を調書に記載した場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所）又は子の返還を命ずる家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百八十四条第一項の規定による審判をした家庭裁判所（抗告裁判所が子の返還を命ずる同法第二百七十四条第五項の規定により読み替えて適用される同法第二百八十四条第一項の規定による調停に代わる審判に代わる裁判をした場合にあっては、第一審裁判所である家庭裁判所）について準用する。
6　第二項から前項までの規定に基づく協議又は協力に際して執行官が作成し、又は取得した書類については、その閲覧又はその謄本若しくは抄本の交付の請求をすることができない。
（子の返還の実施の要件等）
第八十八条　返還実施者は、法第百四十一条第一項に規定する行為をする権限を第三者に委任することができない。
2　解放実施は、返還実施者が解放実施を行うべき場所に出頭したときに限り、行うことができる。
3　返還実施者は、執行官が解放実施によって子の監護を解いたときに限り、法第百四十一条第一項に規定する行為をすることができる。
（解放実施の目的を達することができない場合の解放実施に係る事件の終了）
第八十九条　次に掲げる場合において、解放実施の目的を達することができないときは、執行官は、解放実施に係る事件を終了させることができる。
一　解放実施を行うべき場所において債務者又は子に出会わないとき。
二　解放実施を行うべき場所において債務者及び子に出会ったにもかかわらず、子の監護を解くことができないとき。
三　返還実施者が法第百四十条第六項の規定による指示に従わないことその他の事情により、執行官が円滑に解放実施を行うことができないおそれがあるとき。
（解放実施に係る調書の記載事項）
第九十条　解放実施を行ったときに作成すべき調書には、民事執行規則第十三条第四項第一号において準用する同条第一項第一号及び第三号から第八号までに掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
一　解放実施を行った場所
二　解放実施を行った場所が債務者の住居その他債務者の占有する場所以外の場所であり、当該場所における解放実施を相当と認めた場合には、その事由
三　子の表示
（執行事件の記録の正本等の様式及び閲覧等・法第百四十三条）
第九十一条　子の返還の強制執行に係る事件の記録の正本、謄本又は抄本の様式及び当該事件の記録の閲覧、謄写若しくは複製又はその正本、謄本若しくは抄本の交付については、第二十四条から第二十六条までの規定を準用する。

第三章　家事事件の手続に関する特則

第一節　子の返還申立事件に係る家事調停の手続等

（子の返還の申立ての取下げの擬制の通知・法第百四十七条）
第九十二条　法第百四十七条の規定により子の返還申立事件について申立ての取下げがあったものとみなされたときは、裁判所書記官は、遅滞なく、その旨を当該子の返還申立事件が係属していた裁判所に通知しなければならない。